

特定非営利活動法人 伊都・橋本防災士の会 定 款

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本法人は、特定非営利活動法人伊都・橋本防災士の会という。

（事務所）

第 2 条 本法人は、主たる事務所を和歌山県橋本市城山台二丁目 5 番地の 5 に置く。

第 2 章 目的および事業

（目的）

第 3 条 本法人は、主として和歌山県橋本市および伊都郡（かつらぎ町、九度山町、高野町）において、地域住民および各種団体に対し防災意識の啓発と防災知識の普及向上ならびに防災活動支援のほか、心肺蘇生等応急手当知識の普及向上に関する事業を行い、地域社会の安全および福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 災害救援活動
- 四 地域安全活動

（事業）

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 特定非営利活動に係る事業

イ 地域住民、自治会、老人会その他団体への防災と応急手当の講習および支援活動事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とする。以下、正会員および準会員を指す場合、会員と称す。

一 正会員 本法人の目的に賛同して入会した防災士認定を有する個人
(特定非営利活動促進法上の社員)

二 準会員 本法人の目的に賛同し、2年以内に防災士認定を有することを前提とする個人。

(入会)

第7条 本法人に入会しようとする個人は、所定の入会申込書を本法人に提出するものとする。

2 入会申し込みに対して、理事長は原則として入会を拒否しないものとする。
。ただし、特定非営利活動促進法第20条第4項に該当する者は本条3項の定めにより審議することとする。

3 前項ただし書きに該当する場合は、次のとおりとする。

一 定例会において審議のうえ定例会参加者の3分の2以上が入会を認めない表決をした場合。

二 前号の場合、入会希望者に書面で入会を認めない理由を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 入会金は徴収しない。

2 会員の年会費の額は総会で定める。

3 会費徴収の詳細は別途定める。

4 年度途中の退会者への会費返戻は行わない。

(退会および除名)

第9条 会員は、会員の意思に基づき自由に退会できる。

- 2 退会を希望する者は、理事長に退会届を提出する。
- 3 本法人の名誉を棄損する行為のあった場合や活動方針に反する行為、並びに入会を申込む際に暴力団等と関係を有していないと表明した内容に虚偽があった場合、本会は、当該会員に釈明の機会を与えたうえで会員の3分の2以上が出席する定例会または通常総会あるいは臨時総会において、出席会員の半数以上の賛成により除名処分とすることができる。
- 4 年会費を2年納付しなかった場合、会員の資格を喪失する。
- 5 会員が死亡した場合、本会がその事実を認知した時点で当該会員は会員資格を喪失する。

第4章 役 員

(種別および定数)

第10条 本法人に、正会員の中から次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上10名以内。
 - 二 監事 1名
- 2 役員の選任と登記
- 一 理事および監事は総会において選任する。
 - 二 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長に、理事から互選とする。
 - 三 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 四 監事は、理事またはこの法人の職員を兼務できない。
 - 五 理事長を代表理事とし、法務局に登録する。
 - 六 理事から事務局長と会計担当を選任する。ただし、両職務の兼任を妨げない。
 - 七 正会員は役員の選出にあたり、自薦および他薦することを妨げない。

(職務)

第11条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 一 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 二 副理事長は、理事長が指名し理事長を補佐し、理事長に事故あるときはあらかじめ指名した順序でその職務を代行する。ただし、理事長が職務に復帰した時は理事長代行の職を解く。
- 三 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 四 監事は、法人の業務および財産の状況を監査する。
 - イ 監事は理事の業務執行および会計・財産の状況を監査して理事会に必要な修正を求め、監査の結果と意見を総会に報告する。
 - ロ 監事は前号の監査の結果、本会の業務または会計・財産に関して不正な行為あるいは法令または定款に違反する重大な事実を発見した場合、理事長・総会および所轄庁に報告しなければならない。
 - ハ 監事は前項の総会への報告をするために、単独で臨時総会を招集できる

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が集結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会の議決を経て解任することができる。ただし、該当役員には、議決に先立って弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため責務を果たせないと認められるとき。
- 二 職務上の義務に反するなど本会の役員としてふさわしくない行為をした

とき。

(役員の報酬など)

第14条 本会は役員への報酬支払いを想定しない。

- 2 役員はその職務を遂行するために支出した費用の支給を受けることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第15条 本会の運営に関して、必要な時に理事会の決定により顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会または理事会に於いて意見を述べるができるが、議決権を有しない。
- 3 顧問は無報酬とする。

(役員の補充)

第16条 役員に定数の3分の1以上の欠員が生じたときは直ちに欠員を補充しなければならない。

- 2 欠員補充もしくは増員によって就任した役員の任期は、現任者の残存期間とする。

第5章 会 議

(総会の種別)

第17条 本会の総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会)

第18条 通常総会は、毎事業年度1回開催することとし、理事長が毎事業年度終了後1か月以内に全会員に通常総会開催の招集を以下の方法で通知し、事業年度終了後2ヶ月以内に通常総会を開催しなければならない。

- 一 招集通知は郵送または電磁的方法で行う。
- 二 郵送で招集する場合、招集通知投函日の翌日を起算日として4日目に

招集通知が会員に到達したものと看做す。

- 三 電磁的方法で招集する場合、通知が既読になっていなくても招集通知を発信した翌日を起算日として2日目の24時に到達したものと看做す。

2 第11条1項4号ハに基づき監事が招集する場合を除き、理事長は次の場合に臨時総会を招集する。

- 一 理事会が必要と決定した場合。
- 二 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催要求がある場合。

3 臨時総会は以下の方法により正会員全員に招集通知を行う。

- 一 招集通知は郵送または電磁的方法で行う。
- 二 郵送で招集する場合、招集通知投函日の翌日を起算日として4日目に招集通知が会員に到達したものと看做す。
- 三 電磁的方法で招集する場合、通知が既読になっていなくても招集通知を発信した翌日を起算日として2日目の24時に到達したものと看做す。

4 総会は、役員の選任・解任、役員報酬の決定、定款の変更、合併・解散、決算（貸借対照表、活動計算書）・利益処分・活動実績および次年度事業計画書および活動予算書ならびに年会費の額について決議する。

5 総会は、正会員をもって構成する本法人の最高意思決定機関とする。

6 議長は、総会の場において正会員の中から選出する。

（成立）

第19条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

（議決）

第20条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

- 2 各正会員の表決権は平等とする。
- 3 賛否同数の場合、議長の裁決により決する。
- 4 議案において利益相反する会員は議決に加わることはできない。

(特別決議)

第21条 定款の変更、解散その他重要事項は、正会員の3分の2以上が出席する通常総会または臨時総会において、その出席者の3分の2以上の賛成により決する。

(書面および電磁的方法による議決)

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面表決或いは委任状または電磁的方法により議決に参加することができる。

2 前項の方法による議決は出席とみなす。

(会議の記録と保存)

第23条 総会および理事会における表決内容および定例会における議事進行内容の議事録を作成し、議事内容を保存しなければならない。

- 一 総会の日時および場所
 - 二 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）
 - 三 審議事項
 - 四 議事の経過の概要および議決の結果
 - 五 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったと看做された場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 一 総会の決議があったと看做された事項の内容
 - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - 三 総会の決議があったものと看做された日
 - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録の保存期間は7年とする。
- 5 議事録の保存方法は印刷物および電磁的記録との2通り併存とする。

6 議事録の具体的な保存方法は別途定める。

第6章 理 事 会

(理事会の開催)

第24条 理事会は理事で構成する。

- 2 理事会は理事長が招集し、主宰する。
- 3 全理事の半数以上の要求がある場合、理事長は理事会開催要求のあった日を起点として14日以内に臨時理事会を開催しなければならない。
- 4 招集の方法
 - 一 招集通知は郵送または電磁的方法で行う。
 - 二 郵送で招集する場合、招集通知投函日の翌日を起算日として、4日目に招集通知が理事に到達したものと看做す。
 - 三 電磁的方法で招集する場合、通知が既読になっていなくても招集通知を発信した翌日を起算日として、2日目の24時に到達したものと看做す。
 - 四 招集通知には会議の日時、場所、目的および審議事項を記載し、理事会開催日の5日前までに通知しなければならない。
- 5 理事会は理事の半数以上の出席が無ければ成立しない。
- 6 理事会に出席できない理事は、予め提示された議案に対して書面あるいは電磁的方法により議決に参加できる。
- 7 理事会の議長は理事長が務める。
- 8 前6項の方法による議決は出席とみなす。

(理事会の議決)

第25条 議決は理事長を含め理事総数の半数以上の賛成で決する。

- 2 各理事の表決権は平等とする。
- 3 議決が賛否同数の場合、議長の裁決により決する。
- 4 議案において利益相反する理事は議決に加わることはできない。

(理事会の協議事項)

第26条 理事会は次の事項を協議決定する。

- 1 総会に提起する議案の決定
- 2 総会が議決あるいは承認した議案の執行および付帯する業務
- 3 総会の審議を要しない事項の執行および付帯する業務

(定例会)

第27条 本法人に定例会を設ける。

- 1 構成員は理事、および会員とする。
- 2 定例会ではこの法人の日常的な業務について協議する。
- 3 その他定例会の運営について必要な事項は理事会で定める。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第28条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、法人設立の年は設立日から翌年3月31日までの変則決算とする。

(資産の構成)

第29条 本法人の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。

- 1 設立時の財産目録に記載された資産
- 2 会費
- 3 寄付金品
- 4 財産から生じる収益
- 5 事業に伴う収益
- 6 その他の収益

(資産の区分)

第30条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第31条 本法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(決算)

第32条 毎事業年度の終期に決算を行わなければならない。

2 理事長は、監事の監査を受け、年次総会において以下の項目について資料を作成し、承認を得なければならない。

- 一 財産目録
- 二 活動実績報告書（事業報告書）
- 三 貸借対照表および活動計算書
- 四 次年度活動計画（案）
- 五 次年度活動予算書（案）
- 六 次年度役員名簿（案）

ただし、任期が満了する役員がいない場合は、現行役員名を列記するのみとする。

七 決算上剰余金が生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(資産の管理)

第33条 本法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第34条 定款は、総会において第21条の定めにより変更することができる。なお以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- 七 会議に関する事項

八 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

九 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

十 定款の変更に関する事項

（解散）

第35条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

一 総会の決議

二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

三 正会員の欠亡

四 合併

五 破産手続き開始決定

六 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第36条 本法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち解散時の総会で決定する者に譲渡するものとする。

第9章 公告の方法

（公告）

第37条 本法人の解散および合併の公告は、官報に掲載して行う。

2 特定非営利活動促進法第28条2第1項に規定する貸借対照表およびその他の事項は電子公告（本会ホームページ）とする。ただし、事故またはやむを得ない事由があるときは官報に掲載して行う。

第10章 細 則

第38条 本定款の施行に必要な細則は理事会において定める。

ただし、設立当初の事業計画および活動予算は、設立総会の定めるところによる

附 則

- 1 本定款は本法人が法人として成立した日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。
理事長 山下 登
副理事長 黒井成男
副理事長 阪本都紀子
理事 大橋一郎
理事 北浦 健
理事 國眼 勇
理事 谷 智子
理事 北川恭子
監事 小田嘉子
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、成立の日から令和10年5月31日までとする。
- 4 第8条の詳細につき以下の通り定める。
 - 一 正会員は年会費を2,000円、準会員は年会費を1,000円とし、毎年4月に徴収する。
 - 二 新規入会者のうち、4月から9月末日までに入会した正会員から2,000円、準会員から1,000円の年会費を徴収するが、10月から翌年3月に入会した者からは年会費を徴収せず、翌年度から年会費を徴収する。
- 5 第22条1項および第24条6項における会議への参加方法。
LINE または ZOOM など、会が採用する電磁的方法での会議への参加と議決権を認める。

役員名簿

特定非営利活動法人 伊都・橋本防災士の会

役職名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事長	ヤマシタ ノボル 山下 登		無
副理事長	クロイ シンゴ 黒井成男		無
副理事長	サカモト トキコ 阪本都紀子		無
理事	オオハシ イチロウ 大橋一郎		無
理事	キタウラ タケシ 北浦 健		無
理事	コクガン イサム 國眼 勇		無
理事	タニ トモコ 谷 智子		無
理事	キタガワ キョウコ 北川恭子		無
監事	オダ ヨシコ 小田嘉子		無

設立趣旨書

1 設立の趣旨

近年、地震や風水害などの自然災害が頻発し、地域における防災力の向上が強く求められている。和歌山県橋本市および伊都郡においても、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えが喫緊の課題である。

このような状況の中、防災士資格を有する者で結成された任意団体「伊都・橋本防災士の会」は、地域住民や自治会、老人会等に対する防災意識の啓発や防災知識の普及活動、小中学校・高等学校における防災学習支援、応急手当講習などの活動を行ってきた。

しかしながら、活動の継続性や社会的信用の向上、行政や関係団体との連携強化、さらには活動内容の拡充を図るためには、法人格の取得が不可欠であると判断した。

よって、ここに特定非営利活動法人伊都・橋本防災士の会を設立し、地域防災力の向上と安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 申請に至るまでの経過

平成15年8月1日に任意団体として設立され、地域における防災啓発活動を継続してきた。会員数の増加と活動の拡大に伴い、組織の安定的運営および社会的信用の確立を目的として、令和8年に法人化の検討を開始し、設立総会を経て本申請に至った。

令和8年8月8日

特定非営利活動法人伊都・橋本防災士の会

設立代表者 山下 登

令和 8 年度事業計画書
法人成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 伊都・橋本防災士の会

1 実施の方針

- ・地域住民、自治会、老人会及び小中高等学校児童生徒等諸団体の防災意識啓発と防災知識の向上
- ・地域住民、自治会、老人会及び小中高等学校児童生徒等諸団体の心肺蘇生および応急手当法の実技向上

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定日	実施場所	従事者 予定人数	受益者	事業予算 (千円)
地域住民、自治会、老人会その他団体への防災と応急手当の講習および支援活動事業	福祉防災相談会	1 0 月 1 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	0 千円 (基本的に事業費支出を予定していないが、必要に応じて適宜支出する。)
	防災放送	1 0 月 1 6 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	
	定例会議	1 0 月 1 7 日	橋本市教育文化会館	1 5 名	会員	
	防災調理教室	1 0 月 2 3 日	中古沢コミュニティセンター	3 名	サロンおもだか会員 1 5 人	
	防災学習	1 0 月 2 7 日	橋本小学校	5 人	橋本小学校 4 ～ 6 年生	
	福祉防災相談会	1 1 月 5 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	
	防災放送	1 1 月 2 0 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	
	福祉防災相談会	1 2 月 3 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	

事業名	事業内容	実施予定日時	実施場所	従事者 予定人数	受益者	事業予算 (千円)
地域住民、自治会、老人会その他団体への防災と応急手当の講習および支援活動事業	防災放送	1 2 月 1 8 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	
	福祉防災相談会	1 月 1 4 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	
	防災放送	1 月 1 5 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	
	ボランティア体験フェア	1 月 2 1 日	橋本市保健福祉センター	6 名	フェア来訪者	
	福祉防災相談会	2 月 4 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	
	防災放送	2 月 1 9 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	
	防災学習	2 月 2 5 日	橋本中央中学校 他	8 名	橋本中央中学校とその校区 4 小学校の児童生徒	
	福祉防災相談会	3 月 4 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	
	防災放送	3 月 1 9 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	

令和 9 年度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 伊都・橋本防災士の会

1 実施の方針

- ・地域住民、自治会、老人会及び小中高等学校児童生徒等諸団体の防災意識啓発と防災知識の向上
- ・地域住民、自治会、老人会及び小中高等学校児童生徒等諸団体の心肺蘇生および応急手当法の実技向上

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定日	実施場所	従事者 予定人数	受益者	事業予算 (千円)
地域住民、自治会、老人会その他団体への防災と応急手当の講習および支援活動事業	福祉防災相談会	4 月 1 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	0 千円
	定例会	4 月 1 0 日	橋本市教育文化会館	2 0 名	会員	0 千円
	防災放送	4 月 1 6 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	自主防災会講習	4 月 2 9 日	橋本市城山台 1 丁目集会所	2 5 名	1 丁目自治会役員	0 千円
	福祉防災相談会	5 月 1 3 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	0 千円
	内部研修	5 月 1 5 日	橋本市教育文化会館	1 5 名	会員	0 千円
	防災放送	5 月 2 1 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	福祉防災相談会	6 月 3 日	橋本市保健福祉センター	2 名	センター来訪者	0 千円
地域住民、	定例会	6 月 1 2 日	橋本市教育文化会館	2 0 名	会員	0 千円
	防災放送	6 月	F M はしもと	1 名	放送聴取者	0 千円

自治会、老人会その他 団体への防 災と応急手 当の講習 および支援 活動事業		1 8 日				
	心肺蘇生 講習	6 月	橋本市立 城山小学校	3 名	同校教諭 2 0 名	0 千円
	心肺蘇生 講習	6 月	橋本市立 紀見小学校	3 名	同校教諭 2 0 名	0 千円
	心肺蘇生 講習	6 月	橋本市立 境原小学校	3 名	同校教諭 1 5 名	0 千円
	心肺蘇生 講習	6 月	橋本市立 清水小学校	3 名	同校教諭 1 0 名	0 千円
	福祉防災 相談会	7 月 1 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	防災放送	7 月 1 6 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	福祉防災 相談会	8 月 5 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	定例会	8 月 2 1 日	橋本市教育文 化会館	2 0 名	会員	0 千円
	普通救命 講習 1	8 月 2 8 日	橋本市城山台 2 丁目集会所	6 名	城山台 2 丁目 自治会員 15 人	0 千円
	福祉防災 相談会	9 月 2 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	防災放送	9 月 1 7 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	福祉防災 相談会	1 0 月 7 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	定例会	10 月 9 日	橋本市教育文 化会館	20 名	会員	0 千円
	防災放送	1 0 月 1 5 日	F M はしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	防災学習	1 0 月	橋本小学校	5 人	橋本小学校 4 ～ 6 年生	0 千円
	福祉防災 相談会	1 1 月 4 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円

	防災放送	1 1 月 1 9 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	福祉防災 相談会	1 2 月 2 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
地域住民、 自治会、老 人会その他 団体への防 災と応急手 当の講習 および支援 活動事業	定例会	12 月 11 日	橋本市教育文 化会館	2 0 人	会員	0 千円
	防災放送	1 2 月 1 7 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	福祉防災 相談会	1 月 1 3 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	防災放送	1 月 2 1 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	ボランテ ィア体験 フェア	1 月 2 3 日	橋本市保健福 祉センター	6 名	フェア来訪者	0 千円
	福祉防災 相談会	2 月 3 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	定例会	2 月 1 2 日	橋本市教育文 化会館	20 名	会員	0 千円
	防災放送	2 月 1 8 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	0 千円
	防災学習	2 月	橋本中央中学 校 他	8 名	橋本中央中学 校とその校区 4 小学校の児 童生徒	0 千円
	福祉防災 相談会	3 月 3 日	橋本市保健福 祉センター	2 名	センター来訪 者	0 千円
	防災放送	3 月 1 7 日	F Mはしもと	1 名	放送聴取者	0 千円

令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人伊都・橋本防災士の会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
準会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄付金	263,684	263,684	
3 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4 事業収益			
出前講座事業収益	10,000	10,000	
5 その他収益			
受取利息	100	100	
経常収益計			273,784
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
経費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
経費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			273,784
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			273,784
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			273,784

注) 受取寄付金とは：任意団体である現在の会の会計精算金を新法人に移行したもの

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人伊都・橋本防災士の会

(単位：円)

科目		金額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	54,000	54,000	
準会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄付金	0	0	
3 受取助成金等			
受取助成金	10,000	10,000	
4 事業収益			
出前講座事業収益	50,000	50,000	
5 その他収益			
受取利息	200	200	
経常収益計			114,200
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
経費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2 管理費			
(1) 人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
経費	30,000		
その他経費計	30,000		
管理費計		30,000	
経常費用計			30,000
当期経常増減額			84,200
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			84,200
前期繰越正味財産額			273,784
次期繰越正味財産額			357,984